

## 綾瀬市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

綾瀬市訪問介護従前相当サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成２７年１０月１日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、綾瀬市地域支援事業実施要綱（平成１８年４月１日施行）に定めるもののほか、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第１号訪問事業及び同号ロに規定する第１号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「整備法」という。）附則第１１条又は第１４条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第５条の規定（整備法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「介護予防訪問介護相当サービス」という。）、同条第７項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス（以下「介護予防通所介護相当サービス」という。）の事業及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）第１４０条の６３の２第１項第３号イに規定する第１号訪問事業のうち地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）別記１(１)イ(ア)②に規定する訪問型サービスＡ（以下「訪問型サービスＡ」という。）の事業の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。

（基準）

第２条 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス又は訪問型サービスＡの事業の人員、設備及び運営の基準は、法第１１５条の４５の５第２項の厚生労働省令で定める基準として省令第１４０条の６３の６第１号イに規定する旧指定介護予防サービス等基準のうち介護予防訪問介護相当サービス又は介護予防通所介護相当サービスに係る規定及び介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７１号）の例による。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第５条第１項中「指

定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者」とあるのは「介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士若しくは法第8条の2第2項に規定する政令で定める者（以下この項において「介護福祉士等」という。）又は訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士等若しくは市長が定める研修を修了した者」と、同省令第99条第4項中「都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（訪問介護員等の員数）

第3条 前条の規定による旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項の規定の適用については、同項中「常勤換算方法で、2.5以上」とあるのは、「介護予防訪問介護相当サービスにあっては常勤換算方法で2.5以上、訪問型サービスAにあっては事業を適切に行うために必要と認められる数」とする。

（記録の整備）

第4条 第2条の規定による旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項及び第106条第2項の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（区域外の事業所の指定基準の特例）

第5条 法第115条の45の5第1項の申請に係る事業所が綾瀬市の区域の外にある場合は、当該事業所が所在する市町村（特別区を含む。）の定める基準により指定することができる。

（委任）

第6条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行する。